

「大学評価基準」の在り方を中心とした認証評価の課題・展望

早田 幸政

元中央大学教授

[キーワード] 大学評価基準、認証評価、内部質保証、
アクレディテーション、学問の自由

1. 問題の所在

2002(平14)年の学校教育法改正により創設された「認証評価制度」は、所期の目的を達しつつあるようにも見える一方で、未だ多くの課題が山積している。

そこで本稿では、まず認証評価法制の運用において、これまでどのような課題の存在が認識されてきたかを摘示する。そして現行認証評価が、いくつかの重要な課題を抱えていることを踏まえ、それらを4つの視点から論点整理し、各論点の考察を行う。最後に、そうした重要課題の解決の端緒となることを期待しやさやかな提言を提示する。

2. 現行認証評価システムの射程

認証評価制度の運用に合わせ、2004年に公布された「学校教育法第十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(いわゆる「認証評価細目省令」)は、認証評価基準としての「大学評価基準」の大綱的枠組みを提示した。また2016(平28)年、改正学校教育法施行規則は、大学・学部・学科等の別に「入学者受入れ方針」、「教育課程編成・実施方針」、「卒業認定・学位授与方針」の「3つの方針」を策定・公表することを法定化した。そして、同年の改正認証評価細目省令は認証評価機関に対し、「3つの方針」及び大学の「内部質保証」に関する事項を「大学評価基準」中に追加するとともに、「内部質保証」を認証評価にお

ける重点的評価項目とすべきこと、を義務づけた。さらに、2022年9月の大学設置基準の改正により、自己点検・評価の結果に加え「認証評価」の結果を踏まえ、大学の教育研究水準の向上を図るべき旨が設置基準中に明定された(第1条第3項)ほか、2025年施行予定の改正認証評価細目省令により、大学評価基準に定めるべき事項に、「学修成果の適切な把握及び評価」が追加されることとなった。

ところで、現行認証評価細目省令は認証評価機関に対し、各大学の「特色と教育研究の進展」に資するようなものとして、大学評価基準を設定することを大前提として求めている一方で、大学設置基準の充足状況の確認に加え、設置認可時に大学等が文部科学省に提出した改善・充実計画に対する当該大学の対応状況を把握(「設置計画履行状況等調査」)すること、も認証評価の射程の範囲内に収めることを求める法制度上の仕様となっている。このことは、同細則省令が、学校種に対応した省令・設置基準を認証評価の最低要件として位置づけ、その充足状況の検証を通じて大学の質保証を行うこと、大学の特色ある発展の誘因となるような規範的仕掛けを介し、大学の改善・改革を支援すること、という2つの一見相対抗し合うような責務の履行を認証評価機関に求めたものとして理解できる。

このほか、a) 2019年改正学校教育法により、認証評価機関から「不適合」判定を受けた大学は、文部科学大臣に対し、教育研究状況に関する報告・資料提出が義務づけられたこと(109条5項)、b) 同年の改正私立学校法において、法人の中期計画作成に当り、認証評価結果を踏まえることが、同様に義務づけられたこと

(第45条の2第3項)、の2点も、「内部質保証」の有効性評価を担う認証評価の在り方と関連づけられるものとして特記しておきたい。前者については、学習成果の達成度評価を軸とする「内部質保証」の有効性評価が認証評価の中軸を成してきたことと相俟って、その評価結果の帰趨が国による行政処分と連動する潜在的 가능성이高められたこと、後者については、法人の中期計画を認証評価結果と関連づけることを必須的要請事項としたことで、同評価が、大学の教学事項を経営・財務面から支える法人運営にも多大な影響を及ぼすこととなったこと、に意義が認められる。

以上の記述を踏まえ、本章では、a) 学習成果の評価・把握を軸とする「内部質保証」の有効性評価が、認証評価における重点評価項目としての位置づけを獲得したこと、b) 認証評価の審査過程において、法令適合性審査が、大学の諸活動の質を問う上での基本要素とされるという法構造上の仕掛けとなっていること、c) 認証評価の結果が「適」、「不適」を伴うものとして位置づけられるに至ったこと（認証評価の効力の継続性の問題）、d) 認証評価結果のフィードバックの様相が、大学の教育研究機能の有効性を推し量る重要な要素として位置づけられたこと（法人の中期計画と認証評価の結果を連動させるよう求めた私学法改正を含め）、の4点を次章以下の考察の基本的視点として押さえておきたい。

3. 認証評価の在り方に関するこれまでの課題

認証評価の実施周期がおおよそ一巡した後に公表された2013年4月の経済同友会「大学評価制度の新段階—有為な人材の育成のために好循環サイクルの構築を—」は、認証評価の課題として、a) 評価結果は公表されているものの、大学教育の成果を評価する機能が不十分なこともあり、学生・保護者・企業等の多くの間で認識も参照もされていない、b) 評価目的が大学構成員間で理解されていないことに加え、大学として教育の成果を明確化できない結果、自ら掲げるビジョンと現状との乖離に対し、何をどう改善すべきなのか把握できず、改革サイクルのスタートラインにすら立てない事態にある、といった諸点を摘示した⁽¹⁾。同時

期、関口は、大学第三者評価一般に内在する課題として、評価結果を踏まえて改善や将来計画への提言が学内の評価担当部署からなされても「それとは無関係に施策や計画が策定」されるなど、評価結果がPDCAと乖離した状態に置かれている現状を指摘した。これに加え、そこでは、「評価」が、未来志向とは異なる「過去の難点を掘り起こす嫌なもの」と認識する傾向すら見られ、「嫌いだから疲れる」という「評価疲れ」を助長する端緒となりかねないことが危惧されていた（関口、2011）⁽²⁾。同時期の認証評価実務責任者による論攷においても、大学の「自己点検・評価」で抽出された問題を解決するための道筋が立てられていない、自己点検・評価結果を改善に結びつけるメカニズムが不在である、といった趣旨の指摘がなされていた（工藤、2013）⁽³⁾。

認証評価2巡目のさなか、文部科学省関係者は、その論攷中で、大学の「教育研究活動の改善のための『循環過程』が必ずしも内在化されているとは言えない状況」にあることを指摘した（伊藤、2016）⁽⁴⁾。この時期、早田は、認証評価受審用の自己点検・評価報告書には、「凹凸がそぎ落とされた無難で平板な書きぶり」の大学が多く見受けられ、斬新な改革を行っているとして世評の高い大学でも同報告書の記述からそうした営みの一端を見出すことが困難である場合すらある、旨の感想を示した（早田、2016）⁽⁵⁾。

ところで、大学基準協会は、認証評価2巡目に、「学習成果」を基本に据えた教育展開の必要性和、「内部質保証」を重視する姿勢を鮮明にしたが、「学習成果」や「内部質保証」の概念・定義づけの不明確性と認証評価機関による両概念の周知不足などが相俟って、その意図が大学関係者の間に十分浸透することはなかった。こうした状況に対処すべく、認証評価第3巡目を目前に控え、大学基準協会は、「大学評価基準」全体を各大学の「内部質保証」を確認するための規範構造に転換させる、ことを内容とする大幅改訂を行った。すなわちここでは、「大学評価基準」における評価対象領域の設定順序において、それまで下位に置かれていた「内部質保証」を「基準1『理念・目的』」の次に位置づけ、大学の「理念・目的」の確認の上で、「内

部質保証」の全体構造の説明を大学に求め(基準2「内部質保証」)、その具体的内容について、大学が「基準3以降の個別基準別に示された具体的な基準」でその適切・妥当性を検証する、という変更がなされたのである。加えて、「基準4『教育課程・学習成果』」が、大学の学位授与方針及び教育課程編成・実施方針に基礎づけられた「学習成果」の達成度測定と測定結果の教育改善への反映状況を認証評価を通じ評価するという規範構造へと変更された。この「大学評価基準」の改訂により、「一連の教育活動上のプロセスにおけるPDCAの適切性について、大学がどのように点検・評価して改善に結びつけているかを確認」するという規範構造上のフローの確立が試みられた(田代、2023)⁽⁶⁾。

このような規範構造上の変更を中核に様々な工夫・努力が同協会関係者によりなされたこともあって、2巡目と比較し、「学習成果」の測定のためのツールであるルーブリック、ポートフォリオを導入した大学や、カリキュラムと「学習成果」の関連性をカリキュラム・マップ等を介して可視化した大学の数が次第に増えていった。しかしその一方で、基準適合性との関連において認証評価結果として、「学習成果」と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に「学習成果」の測定がなされていない、測定結果を教育改善に生かすことができていない、などの指摘もなされていた。そして何よりも大きな課題として浮上したのが、a)「学習成果」の測定・評価を「内部質保証」の軸とし、「そのシステムを稼働させるという意義」について十分な理解が得られなかったこと、b)多くの大学が単位修得と卒業認定の可否に注力・腐心し、「学習者の学習利益の基盤を構成しているはずの『学習成果』達成への理解・認識」が浸透していない状況にあったこと、などの点であった(田代、2023)⁽⁷⁾。

なお、大学基準協会の「大学評価基準」の基本原理に密接に関わる問題として、「基準1理念・目的で『学問の自由を保障し』とあるが、具体的にその自由の保障に関する点検項目はない」とした批判がなされたこと(羽田、2023)⁽⁸⁾には、特に留意する必要がある。なぜなら、「学問の自由」の保障は、最高法規である日本国憲法に規定され(第23条)、我が国大学法制の基礎を

成す根本規定である以上、学校教育法の枠組のなかで運用されている認証評価制度においてもこれを軽視することは許されないからである。

ところで認証評価制度の主要な運用上の課題は、「学習成果」の達成度評価を軸に展開される「内部質保証」の結果が大学の改善・改革に反映されていない、若しくは「内部質保証」の枠組のなかで営まれるべき自己点検・評価が、当該大学の将来計画・ビジョン策定と無関係に進められている、という指摘であった。また、認証評価の主目的を「法令適合性」審査にあるとの意識が、改善・向上の契機として認証評価を積極的に活用しようとする大学の意欲の阻害要因となっていた可能性も拭い去ることはできない。とは言え、大学基準協会は、上述の如く、「大学評価基準」における評価対象領域の設定順序を抜本的に改めるなど、規範構造上の工夫を凝らし、そうした課題に部分的に対処しようとしたのである。

次章では、第4巡目の認証評価を見据えた大学基準協会の「大学評価基準」の改訂動向を踏まえ、上記諸課題の検討を試みる。併せて、認証評価のフォローアップ機能向上の課題と関連づけて、認証評価の効力やその有効期限の在り方に関し、若干の私見を提示したい。

4. 指摘された課題に対する論点整理

(1) 「内部質保証」を軸とした「大学評価基準」の系統性確保と「学習成果」可視化

「内部質保証」の組織化を大学の発展のための制度的契機とする認証評価の役割強化に向け、第3巡目の認証評価を目前に改訂された「大学評価基準」の規範構造は、今回の基準改訂によっても維持されている。そして各基準に即して設定されている「評価項目・評価の視点」の活用の在り方について、そこでの点検・評価の系統性・順次性を担保すべく、大学に対しこれら項目・視点に依拠して「制度・取り組みの静的な面だけではなく運用実態やアウトプット、アウトカムの情報も踏まえて現状を分析し、評価」するよう求めた⁽⁹⁾。

基準本文について見ると、前述の認証評価細目省令の改訂動向を踏まえ、教員組織の整備に必要な要素と

して、「学習成果の達成につながる教育の実現」と研究成果の発現への貢献の2点を明示した。また、このこととの関連において「大学基準の『解説』」部分でも、a)「内部質保証」の枠組中で、「学習成果」の達成に対応した教育水準の維持とその証明を行うこと、b)「内部質保証」中に「学生の意見」を反映させること、c)学生の「学習実態」、「学習上の成果」を公にし、社会的理解を得ること、d)学生の「多様性」の促進と学習環境の適切な整備を行うこと（入学者選抜や学生支援に当たっての「多様」な背景をもつ学生への配慮や、「個人の尊厳」に基づく学生の人権への配慮等）、などが明定された。

このように見ていくと、今次の基準改訂により、「内部質保証」を「基準1『理念・目的』」の次に位置づけ、大学の「理念・目的」の具現化に向け「内部質保証」の効果的稼働を図る中で、教育研究活動を構成する諸要素を個別具体的に検証するよう求めるといふ、「大学評価基準」の趣旨が一層明確となった。その一方で、大学の将来を見据えた中・長期計画について、「大学基準の『解説』」の「10大学運営・財務について(1)大学運営」が、法人組織との協働の下、学長のリーダーシップの下でその方向性を示すことなどを定めた。但し、この点については、「計画」と「内部質保証」の結果がどう連動しているのか、が不明な感は否めない。また、内部質保証プロセスにおける個別検証事項として位置づけられている教育研究活動の各要素の中には、「最低基準」として位置づけられる法令由来事項と、認証評価に固有の向上基準に依拠した事項が混在しており、後述するように、そのことが基準の系統性・順次性の十全確保の阻害要因となっているようにも見える。

ところで大学基準協会の基準が、学生に対する大学教育への公正なアクセスの確保、学生の学習者利益の保障、といったいずれも、「個人の尊厳」に根差した人権保障の視点に立脚した事柄を取って明文化したことに対し積極的な賛意を表したい。そうであれば、前記趣旨を一層明確化するとともに、グローバルな流れとして、「多様性 (diversity)」、「公平性 (equity)」、「インクルージョン (inclusion)」の3原則の下で大学質保証の営為を進めることが今日の要請となりつつあるこ

とに鑑み、今後予定される基準改訂に当たっては、「公教育」における「教育の機会均等」を学習者に対する基本的保障事項とする憲法26条第1項の趣旨を「大学評価基準」中に明記することも検討されてよい。

(2)「最低基準」と「向上基準」の意義・内容の明定化

認証評価制度発足当初より、同制度の主眼が法令適合性審査に置かれるなど審査基準が最低要件の確認にとどまっているとの指摘がなされていた。このことに伴い、受審大学側も、認証評価に臨む姿勢として、量的基準やそれに準じた指標を法令適合性要件と判断する傾向が助長されてきたようにも見える。

その大きな要因として、大学の「最低基準」の充足状況の確認を通じた「質保証」と、大学の特徴の伸張を期す「評価」を誘引する「向上基準」が、規範構造上、受審大学側にとって認識しづらい状況にあったことが挙げられる。「大学評価基準」に即して作成した受審大学の自己点検・評価報告書が、大学固有の「特色」や更なる向上に必要な「要解決課題」がそぎ落とされた平板な記述に終始していた所以もこの点に求められよう。

ところで、「大学評価基準」の文言は「各大学の特色ある発展」を阻害しない弾力的なものであることが建前とされている。しかし基準本文にとどまらず、解釈規範である「大学基準の『解説』」の文言までもが「弾力的」であるが故に、受審者・評価者の双方が「最低基準」と「向上基準」を区別する境界への認識が曖昧であったり、その認識にずれが生じたりすることで、大学固有の事項(特色事項)の評価が適切になされないのみならず、適用基準に対する評価者間の解釈上の相違が原因で、一部大学に対し評価結果が不利に作用し基準適用上の平等性の確保が維持できない状況の現出すら危惧される状況にある。

そこで上記のような基準適用上の弊害を除去するため、学校教育法制の関係規定を基礎に設定された最低要件と、大学の特色をあぶり出しその伸張を図ることに規範面から寄与できる向上基準について、その各位置付けを明確化できるよう「大学評価基準」における規範構造上の区別とその各々に応じた表現上の工夫をすることが検討されてよい(例えば、米国の教育機関別

アクレディテーション機関で制度導入がなされているように、アクレディテーションに適用される「最低基準」と「向上基準」を各々分けて基準設定するなど⁽¹⁰⁾。

(3) 認証評価結果の効力の持続性問題

認証評価では、国法により7年周期での受審を各大学に義務づけているが、認証評価機関は、「7年」という区切りで「定点観測」としての基準適合性確認を行うことで、当該法制に対処してきた。2019年改正学校教育法により、認証評価機関による「適」、「不適」の判定権行使が法定化(109条5項)されたとはいえ、そのことが、認証評価結果の効力における継続性の帰趨を直接左右する制度的立て付けとはなっていない。

のみならず「適」であったものが、次回受審時以前の期間中に、「最低基準」としての「大学評価基準」の該当項目が不適合状態に陥ったとしても、極めて稀なケース⁽¹¹⁾を除き、認証評価機関の「適合」判定の効果が7年間持続することが事実上容認されている。しかし、大学質保証のグローバルな通用力が、制度上の裏付けを伴い持続的に要請される今日の状況の下、現下の認証評価の仕組み自体の再検討が必要と考える(米国の教育機関別アクレディテーションでは、「フォローアップ」活動と連動した「モニタリング」が強化され、アクレディテーションの効力の期間継続性が保障されない仕掛けへと変わりつつある)⁽¹²⁾。

そこで我が国認証評価が、「大学の質保証」と「改善・向上の支援」という2様の役割を同時に果たすためには、a)前者の機能に対応させ、大学として充足が必須的に求められる「最低基準」の遵守とともに、「向上基準」の充足に向けた真摯な取組を、証拠の裏付けの下で審査・判定すること、b)後者の機能に対応させ、「向上基準」のより高度な充足へと大学をいざなうことができるフォローアップの組織的实施に加え、定常的な「モニタリング」を介し、「質保証の効果」の持続性を担保する仕組みを稼働させること、が必要となろう。

大学評価をめぐる国内外の社会的、政策的要請等を勘案する限り、「大学の質保証」と「改善・改革の支援」という要求に同時に対応するため認証評価機関には、フォローアップ活動としての各種セミナーや広報

活動と併行させ、7年を周期とする認証評価プロセスの運用の中で、これまで踏襲されてきた「改善報告書」の提出要請、「重要な変更(substantive change)」の届出義務、といった「モニタリング」的性格の営みの一層の充実・強化策の展開が求められる。このことは、我が国認証評価システムが、従来の「定点」評価を見直し、7年という期間を通じた「プロセス」評価への転換が要請されることを意味している。それは、一定の時間的経過を伴うPDCAを内蔵した「内部質保証」に対する有効性評価が、認証評価における重点評価項目とされていることとも整合している。

(4) 「大学評価基準」の普遍的理念の明確化

大学基準協会「大学評価基準」は、「大学基準 趣旨」の冒頭で、大学は「学問の自由を尊重」することを基本的使命とする旨宣明する。ここでは、大学が、憲法保障事項である「学問の自由」の保障の下、社会から負託された教育研究機能を適切かつ十全に履行すべきことが宣言されている。しかしながら、前述の如く、同基準中に「学問の自由」の保障を具現化した点検・評価項目が存在しないことを理由に、その趣旨が実質的に空洞化されている旨の指摘もなされている。同指摘は併せ、「認証評価機関は、大学教員を評価の対象とするのみで、主体としてその専門的見地を活かそうとはしていない。……つまり教員は客体であって主体的に教育を評価する存在ではない」と批判する⁽¹³⁾。

こうした批判に徴し、あらためて大学基準協会の新規改訂「大学評価基準」の内容確認を行うと、教員人事の適切性確保やその地位保障、適切な研究環境の整備等、教員への配慮を示す定めが存する一方で、a)教員の業績を評価する仕組みの適切性・有効性、b)教員組織の適切性の検証、c)教育研究・社会貢献活動に必要な資質・能力の向上(FD)の取組の強化、など、同基準が学生の学習者利益重視の姿勢を鮮明にしているのとコントラストを成すかのように、教員の立場が「評価の客体」としての位置づけにとどまっている観がなくもない。

ところで、アクレディテーションの母国である米国憲法には、修正第1条が精神的自由を保障する一方

で、「学問の自由」の保障条項は明文としては存在しない。同国では、「大学の自治」の保障条項も不存在であることと相俟って、大学教員に対し、一般市民とは区別された「特権」として「研究活動の自由」が憲法上保障されていないのである(但し、教員の身分保障は、修正第14条の「デュー・プロセス」条項の下で確立されている)⁽¹⁴⁾。もっとも、アクレディテーション基準では、大学理事機関の組織体制とその運用上の健全性が確保されるという条件の下、「学問の自由」は大学にとっての遵守事項であり、そのための規定整備もなされている。これを具体的に見ると、「西部地域大学・カレッジ委員会(WASC Senior College and University Commission, WSCUC)」は大学に対し、「『学問の自由(academic freedom)』に関する方針を公表・保持」するとともにその遵守を求めている(CFR1.6)⁽¹⁵⁾。また、「北中部地域高等教育委員会」(Higher Learning Commission, HLC)は大学に対し、教育研究活動を通じ「真理(truth)」の探求を行うため、「学問の自由(academic freedom)」と「表現の自由(freedom of expression)」を堅持すべきことを求めている(2.D)⁽¹⁶⁾。そして両機関とも、その基本原理に依拠しつつ、自律性に根差した十全な教育研究活動を支える諸条件の確立に関する個別具体の規定を設けている。

一方、日本国憲法は、我が国固有の歴史的経緯もあって、憲法23条で「学問の自由」の保障が明定されるとともに、そこに「大学の自治」の制度的保障が包含

され、両者相俟って「教員の研究活動の自由」が保障されるなど、教育研究者としての大学教員に対し十全な憲法保障が施されている⁽¹⁷⁾。

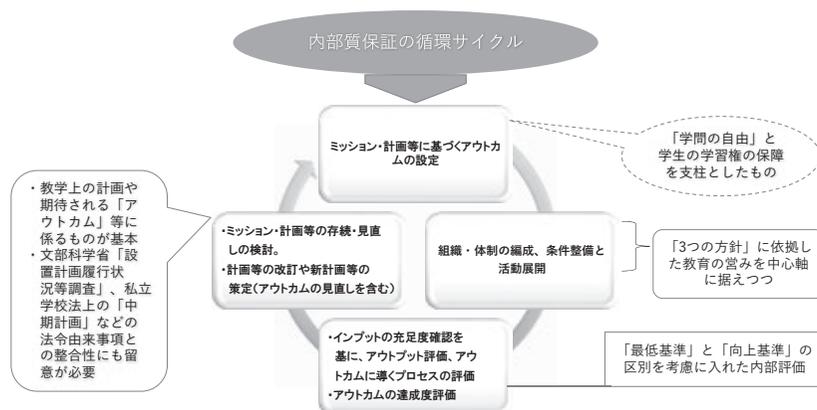
このように見ていくと、「大学評価基準」の本来的在り方として、「学問の自由」、「大学の自治」の憲法保障の下で、大学教員の地位・身分の保障を基本的前提に、その活動を更なる高みにいざなうモチベーションを包摂した条規や点検・評価項目の設定がなされるべきである。そのことにより、「大学評価基準」それ自身が、認証評価の求める「内部質保証」の営みに積極的関与し、学生に期待される「学習成果」の産出に貢献可能な教育研究活動に邁進する有為な契機を、「教員」に対し提供する結節点となり得よう。

5. 高等教育質保証の展望と認証評価機関の責務—むすびに代えて—

現在、認証評価システムで最も重視されているのは、言うまでもなく、「学習成果」の達成度評価などアウトカムの達成状況の検証を軸とした大学の「内部質保証」の機能的有効性を「外部評価」を介して検証することにある。

すなわち、そこで求められているのは、「内部質保証」活動、計画策定・実施活動をそれぞれ別個のものとして捉えるのではなく、両者を有機的に関連づけることによって、各大学の特色ある発展を支援することに認証評価の眼目がある、と考えられる。

図 内部質保証と計画・構想・アウトカム—関係図—



認証評価の求める「内部質保証」のプロセスでは、PDCAサイクルを有為に機能させる中で、大学が策定した計画の実施状況を検証し、新たな計画策定に向けた取組に臨むことが必須となる。そこに言う「計画」の中には、教学部門の教育研究計画や「構想」が基本に据えられるとともに、法人部門の「中期計画」や文部科学省に報告すべき「設置計画履行状況等」の確認など、法令由来事項も含まれている。

我が国高等教育は、憲法の保障する「学問の自由」や「教育の機会均等」の原理を頂点に、公教育を規律する学校教育法制とともに、同法制の下、大学等の設置認可以降の事後評価を通じた大学質保証のための自律規範としての「大学評価基準(=認証評価基準)」の2層で構成される「高等教育規範体系」を基礎に制度化されている。その共通基盤を背景に、認証評価機関と政府が親和的、協働的な関係の中で所期の目的実現が追求されている⁽¹⁸⁾。大学の自主的、自律的取組を基調に各大学の計画策定活動と連結した「内部質保証」が認証評価の最重点項目として位置づけられている所以も、そこに見出すことができる。

戦後まもなく発足した大学基準協会は、大学間の相互信頼の絆を通じ、「大学評価」の開発・展開に寄与してきた。そうした豊富な実践経験の下、大学質保証に係る高度なスキルや「技術」が、協会内部に、組織的・系統的に培われてきた。今、大学を取り巻く国内外の環境・条件の変容に機敏に対応し大学質保証の方途を効果的に企画・実施することが、認証評価機関全体の必須的要請となっている。このような環境変化に適切に順応するためには、外部評価の営みを「術」の域にとどめずに、大学質保証システムの一層の高度化と透明性の確保を基礎に、「大学評価基準」の規範構造とその適用の在り方を科学的見地から分析できるような「学」としての「大学評価論」の構築に歩を進めることが大切である⁽¹⁹⁾。そしてその先駆けとして、大学基準協会が、同協会に附置された「大学評価研究所」を受け皿に、評価実務と有機的に関連づけられた企画・調査研究機能をこれまで以上に強化し、グローバルな対応力を備えた認証評価の十全なシステム化を希求していくことが求められる。

【注】

- (1) 経済同友会「大学評価制度の新段階—有為な人材の育成のために好循環サイクルの構築を—」(2013.4) pp.5～10 (130403a.pdf (doyukai.or.jp)) (2024.4.2閲覧)。経済同友会のこうした課題指摘に対し、当時の文部科学省の政策責任者は賛意を表し、「各大学が掲げたビジョンに向けて改革サイクルを着実に進めていくかを評価」する方向で、認証評価の改革を展望していく必要性を示唆した(坂東久美子「大学の設置認可と認証評価」『IDE—現代の高等教育』No.551 (IDE大学協会、2013.6) p.11)。
- (2) 関口正司「IRから見た大学評価の課題」『IDE—現代の高等教育』No.528 (IDE大学協会、2011.2) p.27。
- (3) 工藤潤「大学基準協会が目指す認証評価—内部質保証システムを構築するための条件—」『IDE—現代の高等教育』No.551 (IDE大学協会、2013.6) p.42。
- (4) 伊藤史恵「認証評価制度の充実—中央教育審議会大学分科会の審議まとめを中心に—」『IDE—現代の高等教育』No.583 (IDE大学協会、2016.8) p.64。
- (5) 早田幸政「認証評価の現状・課題と内部質保証」『IDE—現代の高等教育』No.583 (IDE大学協会、2016.8) p.10。
- (6) 田代守「大学基準協会の『大学評価』における『内部質保証』と達成度評価の軌跡」早田幸政編著『[JUA選書17]「学習成果」可視化と達成度評価—その現状・課題・展望—』(東信堂、2023.3) pp.27～29。
- (7) 田代・前掲 pp.37～39。
- (8) 羽田貴史「大学の危機と大学教員の危機」『大学評価研究』第22号 (大学基準協会・大学評価研究所、2023.10) p.16。
- (9) 2023年9月改訂の「『大学基準』及びその解説」の各基準に対応させ、具体的な評価項目を提示した政策文書である大学基準協会「評価項目・評価の視点(大学)」p.1 (standard_university_03.pdf (juaa.or.jp)) (2024.5.2閲覧)。なお、直近改訂の上記「『大学基準』及びその解説」の全文について

- は、standard_university_01.pdf(juaa.or.jp) (2024.5.2閲覧) を参照。
- (10) 本稿で幾度か言及しているHLC、WSCUCなどの米国教育機関別ア krediteーション機関は、大学として具備しておくべき基本要件を定めた「最低基準」としての「基本資格要件基準」と、「向上基準」としての「ア krediteーション基準」の2本立てで評価基準を確立・運用している。もとより、その双方の基準に適合することが、ア krediteーションの地位獲得にとって不可欠である。
- (11) 2018年、複数の大学の医学部入試で、女性受験生を不利に扱うことを内容とする不正な得点操作などが行われた。こうしたジェンダー不平等に由来する不正入試の発覚を受け、大学基準協会は、既に適合認定していた事案該当大学に対し、不認定の判断を改めて示した。
- (12) 米国最大の教育機関別ア krediteーション機関である「北中部地域高等教育委員会」(Higher Learning Commission, HLC) は、10年というア krediteーションの有効期間中も、「通常タイプのモニタリング (Routine Monitoring)」や「特別モニタリング (Special Monitoring)」を介し、課題を抱えた大学に対し、ア krediteーションの地位を継続させるか否かを常時監理している。このことに加え、HLCは、大学から提出された「重要な変更 (substantive Change)」申請に対し、一定の要件の下、その内容を実質審査し、変更申請を退けることを可能とする措置も制度化している (Higher Learning Commission“2023 Resource Guide” (2023 Resource Guide) (hlcommission.org)) (2024.4.8閲覧)。
- (13) 羽田・前掲論文同頁。
- (14) 高柳信一「学問の自由と大学の自治」東京大学社会科学研究所編『基本的人権4』(東京大学出版会、1968.12) pp.369-374、綿貫芳源「アメリカにおける大学の自治」田中二郎編集代表『杉村章三郎先生古稀記念公法学研究 下』(有斐閣、1974.7) p.675以下、酒井吉栄「学問の自由」芦部信喜・奥平康弘・橋本公巨編『アメリカ憲法の現代的展開1』(東京大学出版会、1978.7) p.128以下、樋口範雄『[アメリカ法ベーシックス10] アメリカ憲法』(弘文堂、2011.12) pp.303-304、齊藤芳浩『大学の自治の法理』(法律文化社、2024.2) pp.111-113。
- (15) WASC Senior College and University Commission “WSCUC 2023 Handbook of Accreditation” (<https://wascsenior.app.box.com/s/jdbd53vlf3mf32kwfy6ngvczdpmr6f3>) (2024.4.9閲覧)。
- (16) Higher Learning Commission“2023 Resource Guide” (2023 Resource Guide (hlcommission.org)) (2024.4.9閲覧)。
- (17) 樋口陽一・佐藤幸治・中村陸男・浦部法穂『注釈日本国憲法 上巻』(青林書院、1984.3) p.544以下(中村陸男執筆)、戸松秀典・今井功『論点体系判例憲法2』(第一法規、2013.6) P.74以下(早川和宏執筆)。
- (18) 早田幸政『[日本比較法研究所研究叢書131] グローバル時代における高等教育質保証の規範構造とその展開』(中央大学出版部、2023.11) p.545、早田幸政・堀井祐介「第12章 高等教育法」植野妙実子・宮盛邦友編著『現代教育法』(日本評論社、2023.3) pp.180-181。
- (19) 早田幸政「『学習成果の測定・評価』と内部質保証—第2期認証評価を担うJUAの課題と期待—」『大学評価研究』第12号(大学基準協会・大学評価・研究部、2013.3) p.29。

The Challenges and Prospects about the Institutional Certified Evaluation and Accreditation through an Inspection of JUAA“University Standards and its Rationales”

※ Yukimasa HAYATA

[Key Words]

University Standards and its Rationales, Institutional Certified Evaluation and Accreditation, Internal Quality Assurance, Accreditation, Academic Freedom

[Abstract]

The purpose of this study aims to clarify the challenges and the solutions to the Institutional Certified Evaluation and Accreditation through an inspection of JUAA“University Standards and its Rationales”.

So first, this paper surveys the legal structure of the Institutional Certified Evaluation and Accreditation.

Second, this paper examines the following points, a) the establishment of consistency at the Evaluation Standards, b) the relationship between “ minimum requirements” and “enhanced criteria”, c) the validated period of the Institutional Certified Evaluation and Accreditation, d) value of “Academic Freedom” at the evaluation standards.

Finally, this paper predicts a future picture of the Institutional Certified Evaluation and Accreditation and the reinforcement of the research function by the evaluation agencies at the higher education quality assurance field.

※ Former Professor, Chuo University